

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（案）」に関する意見募集の結果について

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	地方公共団体における監査において、市長等が監査委員に対して特定個人情報を含む帳簿、書類等を提出する場合も、番号法第19条の適用除外とならないのか。 （参考） 地方自治法第199条第8項 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。	監査委員による監査については、当該手続において、個人番号を利用する具体的な必要性が想定できないこと、監査に必要な記録に個人番号が記載されていた場合、閲覧すること自体は可能であり、また、当該個人番号部分をマスキング等した写しであれば提供を受けられることから、原案のとおりとします。
2	四において、行政機関個人情報保護法について行政不服審査法の申立てがあった場合となっています。 地方公共団体においては、行政不服審査法に基づき、第三者機関が審査する審査会については、個人情報開示請求のほか、公文書開示請求についても行っているところです。 しかし、御提案の規則では、行政機関個人情報保護法に限っていることから、公文書開示請求の対象公文書の中に、特定個人情報が含まれている場合について、異議申立てがなされた場合については、審査会に当該特定個人情報を提出することができないことから、審査会において当該特定個人情報を見ることができなくなってしまいます。 そうしますと、公文書開示請求に対する特定個人情報の不開示の処分が妥当であったかについて、審査会ではインカメラで見ることができず確認できないことから、答申を出すことができません。 そこで、規則案について行政機関個人情報保護法にとどまらず、行政機関情報公開法についても含むよう改正していただきたい。 もしくは、行政機関個人情報保護法で上げている条文に相当するものの「相当する」に行政機関情報公開法を含むと判断したものを提示していただきたい。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 （当初案） 四 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十九条、第三十一条又は第四十条に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に相当するものをいう。）について（以下省略） （修正後） 四 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等（<u>行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十条第一項に規定する開示決定等又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十九条第一項、第三十一条第一項若しくは第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に相当するものをいう。</u>）について（以下省略）

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
3	特定個人情報保護委員会規則（案）の四について 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の別表では、「十四 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十八条の規定による諮問が行われるとき。」があるので、地方公共団体が、個人情報保護条例に基づく諮問だけではなく、情報公開条例に基づく諮問が行われるときも提供ができるような表現にしてはどうか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 （当初案） 四 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十九条、第三十一条又は第四十条に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に相当するものをいう。）について（以下省略）（修正後） 四 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等（<u>行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十条第一項に規定する開示決定等又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十九条第一項、第三十一条第一項若しくは第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に相当するものをいう。</u>）について（以下省略）
4	番号法9条2項では、地方公共団体の長その他の執行機関は（中略）個人番号を利用することができる」とされており、同一執行機関内において他の事務の処理のための特定個人情報の移転は、個人番号の利用に内包されると考えられる。 規則案では、地方公共団体の機関がした開示決定等について不服申立てがあった場合において、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき当該地方公共団体の機関による諮問が行われるときは、特定個人情報の「提供」が可能となることとされる。諮問に係る「当該地方公共団体の機関」とは、地方自治体が設置する「附属機関」たる情報公開審議会等を指すと思われるが、附属機関は執行機関内部の組織であり、この場合、特定個人情報の移転ではなく「提供」となるのか。それとも規則案における提供は、同一団体内の「執行機関」たる教育委員会等が市長部局の情報公開審議会に諮問する場合のみを想定しているのか。 他方、法19条第9号には、「地方公共団体の機関が、（中略）当該地方公共団体の他の機関に、（中略）特定個人情報を提供するとき」とあり、「執行機関」ではなく、「機関」間での提供に言及している。地方公共団体の「附属機関」・「補助機関」における個人番号の「利用」、当該機関間の特定個人情報の「提供」についての見解を伺いたい。なお、回答に当たっては内閣官房FAQ63もご参照いただきたい。	番号法上、附属機関は執行機関とは別の機関として扱われます（特定個人情報保護評価指針の解説のQ第3の1－2）。したがって、例えば首長部局からその附属機関である情報公開審議会等への特定個人情報の移転は、「利用」ではなく「提供」に該当しますので、本規則で提供制限を解除しない限り、提供することはできません。 また、番号法第19条第9号は、個人番号利用事務等を行うことができる他の機関に対して特定個人情報を提供することを可能とするための規定と解されますので、仮に同号に基づく条例によって情報公開審議会等への特定個人情報の提供を可能とした場合には、番号法第9条第5項の適用がないため、当該情報公開審議会等は、提供を受けた特定個人情報を不服申立ての審査のために利用することができません。

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
5	(意見) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき、同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供」に、「地方自治法第百九十九条の規定による監査が行われるとき。」を追加していただきたい。 (理由) (1) 準ずる理由 ①「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」)第十九条第十二号では、「会計検査院の検査が行われるとき」は特定個人情報の提供として認めており、地方公共団体の監査委員が行う監査も同様の役割を担うと考えられるため。 ②番号利用法第十九条第十二号の「その他政令に定める公益上の必要があるとき」として、番号利用法施行令第二十六条では、別表第三の項において、「地方自治法第百条第一項の規定による調査が行われるとき。」と規定しており、高度な公益性を有する監査委員による監査も、地方公共団体の議会が行う調査と同様に扱う余地があるため。 (2) 実務上の理由 上記意見について資委員会にお尋ねしたところ、「監査委員の場合、(個人番号を閲覧する(見る)ことはあっても利用することは少ないこと、他の行政機関が行う検査についても本件規則(案)から除外していることとのバランスを考慮し、監査委員については規定しない」旨のご回答をいただきました。しかしながら、監査委員が監査を行う場合に個人番号をその内容に含む個人情報(特定個人情報)の収集・利用ができないとなると、「個人番号」の部分のマスキングする必要があり、実務上大きな支障が生じることが懸念されます。具体的には次のとおりです。 ①監査を実施する際に調製する監査資料は、監査委員が閲覧するにとどまらず、監査結果に対する措置が講じられた場合(地方自治法第199条第12項)の検証等に備えて一定期間保管しています。監査委員への特定個人情報の提供が認められなければ、番号利用法の対象事務(番号利用法第9条第2項に基づき条例に規定する事務を含む。②において同じ。)に係る申請書等に記載された全ての個人番号をマスキングすることとなり、相当程度の作業が必要となります。 ②特に、地方自治法第242条の規定による住民監査請求については、請求内容によっては、番号利用法の対象事務に係る申請書等を数千枚単位で監査資料として調製することも想定されます。住民監査請求の場合、請求があった日から60日以内に監査・勧告を行わなければならない(地方自治法第242条第5項)、少なくともこの間は監査委員が監査資料を保有することになります。このような時間的な制約がある中で、膨大な量のマスキング作業が必要となると、監査資料の調製に時間を要し、十分な監査が行えず、結果的に住民の利益を損なうことが危惧されます。	監査委員による監査については、当該手続において、個人番号を利用する具体的な必要性が想定できないこと、監査に必要な記録に個人番号が記載されていた場合、閲覧すること自体は可能であり、また、当該個人番号部分をマスキング等した写しであれば提供を受けられることから、原案のとおりとします。

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
6	番号法第19条第12号に準ずるものとして同条第14号の特定個人情報保護委員会規則で定めるときを、「条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等について行政不服審査法による不服申立てがあった場合において、条例の規定に基づき当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき当該地方公共団体の機関による諮問が行われるとき」としていますが、開示決定「等」の「等」に、「情報公開条例に基づく公文書公開請求の公開決定」が含まれるという解釈で問題ないでしょうか。 含まれないという解釈であれば、含まれるよう規定を改めるべきだと考えます。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 （当初案） 四 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十九条、第三十一条又は第四十条に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に相当するものをいう。）について（以下省略）（修正後） 四 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等（<u>行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十条第一項に規定する開示決定等又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十九条第一項、第三十一条第一項若しくは第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に相当するものをいう。</u>）について（以下省略）
7	四においては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十九条、第三十一条又は第四十条に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に相当するものをいう。」と規定されており、個人情報の開示請求に係るもののみが対象となっているが、類似の制度である情報公開制度（公文書公開請求）についても、同様の規定を設けるべきである。 情報公開においては当然に非公開となる個人情報であるから、という理由でこれを除外しているとすれば、諮問という制度がとられている趣旨に鑑みて、適切な措置であるとは言いがたい。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 （当初案） 四 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十九条、第三十一条又は第四十条に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に相当するものをいう。）について（以下省略）（修正後） 四 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等（<u>行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十条第一項に規定する開示決定等又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十九条第一項、第三十一条第一項若しくは第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に相当するものをいう。</u>）について（以下省略）

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
8	番号法施行令には、行政機関個人情報保護法等の諮問手続以外に、行政機関情報公開法の諮問手続及び公文書館法に規定する移管又は諮問手続についても規定があるが、今回の規則案にはそれらに該当する条文がない。 地方の場合だけ、「公益上の必要」がないと判断している理由は何か？ 今後、個人番号を利用する範囲が拡大していくことが予想される中で、地方では、情報公開条例に基づく諮問の際や、公文書館に公文書を移管する際は、個人番号の黒塗り作業が発生するということか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 （当初案） 四 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十九条、第三十一条又は第四十条に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に相当するものをいう。）について（以下省略）（修正後） 四 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等（<u>行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十条第一項に規定する開示決定等又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十九条第一項、第三十一条第一項若しくは第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に相当するものをいう。</u>）について（以下省略）
9	番号法第 19 条第 12 号の政令で定める公益上の必要のある場合として、同法施行令第 26 条及び同令別表に、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 18 条の規定による諮問が行われるとき」（同表第 14 号）が規定されていますが、規則（案）には、地方公共団体における同条に相当する諮問（以下「地方公共団体の諮問」といいます。）を行うときは規定されていません。 「地方公共団体の諮問」は、規則（案）第 4 号が番号法施行令別表第 20 号に準ずるものとして規定されていることと同様に、番号法施行令別表第 14 号に準ずるものとして規則（案）に規定されるべき事項であると考えます。 行政機関個人情報保護法第 49 条第 1 項の規定による報告の求め及び第 50 条の規定による資料の提出及び説明の求めが行われるとき（別表第 20 号）も同様ではないか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 （当初案） 四 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十九条、第三十一条又は第四十条に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に相当するものをいう。）について（以下省略）（修正後） 四 条例の規定に基づき地方公共団体の機関がした開示決定等（<u>行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十条第一項に規定する開示決定等又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十九条第一項、第三十一条第一項若しくは第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に相当するものをいう。</u>）について（以下省略）

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
10	(該当箇所) 法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める (意見) 「法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める」に、「個人番号を記載する書類を取り扱う行政書士、税理士及び社会保険労務士に対して、行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）、税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）及び社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）に規定する検査等が行われるとき」とすべきではない。 (理由) 番号法第 19 条第 12 号は、「各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第五十三条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。」であり、「個人番号を記載する書類を取り扱う行政書士、税理士及び社会保険労務士に対して、行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）、税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）及び社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）に規定する検査等が行われるとき。」が、番号法第 19 条第 12 号に準ずるものに該当するのか理由が不明瞭である。また、税理士法第五十五条第二項では、「報告の聴取、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」としている。	行政書士、税理士及び社会保険労務士は業として個人番号が記載された書類を取り扱うものであるところ、税理士等が適正に業務活動を行うには、当然、番号法等の関連法令に従う必要があり、これに反して個人番号を取り扱うことは、当然に所管法令に違反し、禁止される行為であると解されます。税理士等の業務を適切に監督するためには、立入検査等において、事案に応じて特定個人情報の提供を受ける必要があると解されることから、番号法第 19 条第 12 号（番号法施行令別表第 19 号）に準ずるものとして本規則に規定するものです。 また、この規定は、番号法第 19 条第 12 号にある「刑事事件の捜査」に準ずるものとして定めるものではありません。

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
11	(該当箇所) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第十二号に準ずるものとして同条第十四号の特定個人情報保護委員会規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。 二 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十五条第一項の規定による報告の徴取、質問又は検査が行われるとき。 (意見) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十二号に準ずるものとして同条第十四号の特定個人情報保護委員会規則で定めるとき」に、「税理士法第五十五条第一項の規定による報告の徴取、質問又は検査が行われるとき。」を含めるべきではない。 (理由) 税理士法第五十五条第一項は、「国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士又は税理士法人から報告を徴し、又は当該職員をして税理士又は税理士法人に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。」であり、特定個人情報を適正に取り扱っているかを監視・監督等するものではない。特定個人情報を適正に取り扱っているかを監視・監督等するのは特定個人情報保護委員会であり、国税庁長官ができる「質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させること」とは、目的が異なる。税理士が個人番号関係事務実施者に該当することによるものと思われるが、そもそも従業員を雇用する企業は個人番号関係事務実施者に該当し、番号法の他の規定による調査が可能であり、今回のような規定を追加で規定する必要性と合理性が存在しない。	税理士は業として個人番号が記載された書類を取り扱うものであるところ、税理士が適正に業務活動を行うには、当然、番号法等の関連法令に従う必要があり、これに反して個人番号を取り扱うことは、当然に税理士法に違反し、禁止される行為であると解されます。税理士の業務を適切に監督し、必要に応じて税理士法上の処分を行うためには、立入検査等において、事案に応じて特定個人情報の提供を受ける必要があると解されることから、番号法第 19 条第 12 号（番号法施行令別表第 19 号）に準ずるものとして本規則に規定するものです。

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
12	(該当箇所) 特定個人情報保護委員会規則第 号 (案) (意見) 「個人番号を記載する書類を取り扱う行政書士、税理士及び社会保険労務士に対して、行政書士法 (昭和 26 年法律第 4 号)、税理士法 (昭和 26 年法律第 237 号) 及び社会保険労務士法 (昭和 43 年法律第 89 号) に規定する検査等が行われるとき」について、そもそもこのような規定は政令委任でなく、本法で規定すべきである。 (理由) マイナンバー制度は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政を効率化して、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤である。マイナンバー制度は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく制度であるのだから、「個人番号を記載する書類を取り扱う行政書士、税理士及び社会保険労務士に対して、行政書士法 (昭和 26 年法律第 4 号)、税理士法 (昭和 26 年法律第 237 号) 及び社会保険労務士法 (昭和 43 年法律第 89 号) に規定する検査等が行われるとき」という案について、今回このような規定の創設には反対であるが、今後類似の規定を創設する際には政令委任でなく、本法で規定すべきことを申し添えておく。	当該委員会規則は、番号法第 19 条第 14 号に基づく委任の範囲内であると解しています。

※ 番号法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

※ 上記意見のほか、委員会規則（案）の内容とは関係がないと考えられる御意見が 1 件ありました。御意見ありがとうございました。